

## 我孫子市結婚相談所サポート団体（企業）登録要領

### （趣旨）

第1条 我孫子市社会福祉協議会我孫子市結婚相談所「あび♡こい♡ハート」

（以下、「あび♡こい♡ハート」）の趣旨に賛同する団体（企業）（「以下、サポート団体」）に登録をしてもらい、地域ぐるみで結婚を応援する機運を醸成すると共に婚活をサポートし、ひいては地域の活性化につなげる体制を構築するため必要な事項を定めるものとする。

### （サポート団体）

第2条 登録の対象となるサポート団体は、我孫子市内に所在する事業者・団体・個人事業主とし、次のいずれかに該当する取り組みを行うこととする。

- ア あび♡こい♡ハートの事業の社員や利用者（お客様）への周知
- イ あび♡こい♡ハートの婚活イベントの周知・協力または共催
- ウ 婚活セミナーや講習会の講師

### （登録対象外の団体）

第3条 前条の規定に関わらず、次のいずれかに該当する団体は、登録の対象外とする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのある団体
- (2) 政治活動及び宗教活動に係る団体
- (3) 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚のあっせん等を生業とする団体
- (4) 千葉県暴力団排除条例（平成23年千葉県条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団関係者が実質的に経営を支配する者又はこれらに準ずる者が経営するもの
- (5) その他登録に相応しくないと我孫子市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が認める団体

### （登録）

第4条 サポート団体は、「あび♡こい♡ハートサポート団体（企業）登録・変更申込書（様式第1号）」を会長に提出する。

2 会長は、前項の申請を受け、第2条に定める要件を満たすと認められた場合にサポート団体として登録する。

### （登録証の交付）

第5条 会長は、前条の規定により登録を決定した場合は、サポート団体に対し、「あび♡こい♡ハートサポート団体（企業）登録証（様式第2号）」（以下、「登録証」という。）を交付する。

2 サポート団体は、交付を受けた登録証を当該事業所等の見やすい場所に掲示することができる。

(登録変更)

第6条 サポート団体は、登録を受けた後に申請書記載事項に変更が生じた場合には、様式第1号にて速やかに届け出るものとする。

(登録辞退)

第7条 サポート団体が、登録を辞退しようとするときは、我孫子市結婚相談所サポート団体(企業)登録辞退申出書(様式第3号)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の申請があったときは、承認し、登録を取り消す。

(登録料)

第8条 登録に係る費用は無料とする。

(登録の取り消し)

第9条 協力団体が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合に、会長は登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める要件を満たさなくなった場合

(2) 事業を終了した場合

(3) 我孫子市結婚相談所サポート団体登録辞退申出書(様式第3号)の提出があった場合

(4) その他会長が取り消すべき事由が生じたと判断した場合

2 会長は前項の規定により登録を取り消した場合は、当該サポート団体に対し、「我孫子市結婚相談所サポート団体(企業)登録取消通知書(様式第4号)」により通知する。

3 サポート団体は、前項の通知を受けた場合に、表示証を返還又は廃棄するものとする。

(その他)

第10条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。